



黎明期の防災ヘリコプター導入記

その3 運航方式と運航委託

アイアシスト合同会社 前田 基行

青森県では、航空機の購入目的を「市町村消防本部を県が支援するため」と定義したこともあり、早い段階から航空機に搭乗する消防職員の人件費は、全市町村が均等に負担するという方法を採用しました。時間外手当は県費で補填しますが、その他の給与手当を全市町村で案分するという青森県独自の方法でした。職員数は、週7日間のうち、搭乗要員4名と地上支援要員2名の計6名が毎日出勤し、特定曜日の1日は全職員が出勤するように定め、有給休暇の取得等を配慮した結果10名を採用することになりました。当初は、2年間の任期で出向してもらいましたが、近年は十分な技術承継期間を考慮して3年任期となっています。概ね初年目は訓練中心、2年目は実践活躍、3年目は技術指導というサイクルができています。

消防・防災活動に従事する消防職員の体制はできあがりでしたが、ヘリコプターの操縦・点検整備の運航方式をどうするかは、最も厄介な課題でした。

まず検討したのが、自主運航か、委託運航かです。消防行政は公権力の行使ではありますが、ヘリコプターの運航を消防職員が置かれていない道府県に委任するのですから、操縦自体は消防職員の身分を有する者でなくても構わないと解されていました。しかも、航空機の型式毎の資格を有するパイロットや整備士を県が公務員として直接採用することは、時間的にも財政的にも現実的ではありませんでした。

次に、公務員による運航である必要があるかどうかですが、指定管理制度などの例があるように行政の目的が適正に達成できれば、操縦や点検整備を民間に委託することは可能だと解されていま

した。ただし、公務員による運航の可能性として、同じ青森空港に配備されている青森県警察航空隊に依頼するかどうかは検討しました。近年、警察航空隊と防災航空隊を共同で運航する県もあるようですが、そもそも警察ヘリコプターは、犯人の捜索、追跡といった強力な公権力の行使を伴いますので、操縦は、全国どこでも警察職員の身分がある公務員が行っています。青森県が導入した平成7(1995)年当時は、全国的にも共同運航の例がなく、私自身、消防と警察という異なる公権力を同一のヘリコプターの中でどのように調整できるか説明できませんでした。また、双方のヘリコプターの機種も異なっていたことから、財政的なメリットも見出せませんでした。

結果的に、先進県で実例がある民間委託方式を選択しますが、それにしても操縦桿を握る機長の判断と公権力の行使を伴う消防職員の判断とをどう調整するかにはずいぶん悩みました。前にも触れたとおり、出動したヘリコプターの行動は、

「要請現場の市町村消防本部消防長の指揮命令によるもの」という県の運航規程を予定しておりましたが、委託企業が国(国土交通省航空局)から承認されている運航規程では、航空機内の飛行判断の最終責任者は操縦席の機長です。県の運航規程にそのことを明文化するのが難しかったので、発足当初の勉強会で、搭乗する消防職員の指揮者である隊長(副隊長)と操縦桿を握る機長との関係を、遠洋漁業の漁労長と船長の関係に例えました。大勢の船員が乗船する遠洋漁業の船内では、漁場を決め、船内作業を指揮するのは漁労長ですが、気象条件を予測し、安全な航路を選択し、操船作業を指揮するのは船長です。同様に、防災ヘリコプターの機内において、出動要請の目的遂行と

安全配慮の飛行判断が競合する場合には、安全に対する機長判断を優先すべきだとお願ひしました。

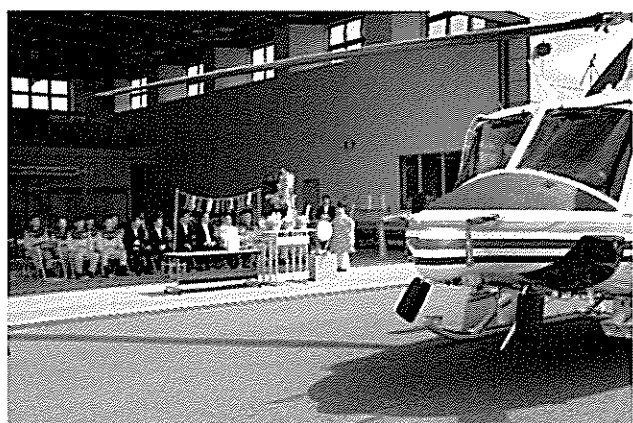
長野県と群馬県の防災ヘリコプターが墜落するという痛ましい事故を受けて、改めて運航管理体制の再構築が行われましたが、併せて、とっさの現場の判断を狂わせないためには、日頃から、機内における安全配慮の判断手順を繰り返し確認する意思疎通が何よりも大切かと思ひます。

最後に、民間委託先決定の少し塩辛い思い出をご紹介します。

当時、防災ヘリコプターの操縦・点検整備を民間の航空事業者に委託することは、先行する全ての県で採用していました。そして、その委託先の選考方法は、提案型のコンペ方式による随意契約が一般的でした。多くは、県内または隣県に事業所がある航空事業者が受託していたようです。青森県では、ヘリコプターを持つ航空事業者が県内になく、導入決定が急だったので、当初は営業に訪れる航空事業者もございませんでした。

そして、機種決定後に運航受託を申し出てきた企業は、3社だったと記憶しています。いずれも他県や国のヘリコプターの運航を受託した経験がある企業でしたので、提案型のコンペ方式で候補者を一社に絞り込むのは困難だと思われました。また、会計事務担当者による法令解釈でも、類似の委託契約と比較しても随意契約の理由を見出すことは難しいという判断でした。

結果として、最もシンプルな方法である一般競争入札により委託先を決定することになりました。



青森県防災ヘリコプター新「しらかみ」就航式

た。ただ、毎年競争入札を実施することになれば、理論上は、その都度受託企業の変更が想定される訳ですから、常駐する操縦士と整備士が一年ごとに交代することにもなりますので、担当する自分としては、何か継続的な長期契約につながる随意契約理由が見つからないか思い悩んでおりました。

そのような中、ヘリコプターの納品・引き渡しが会計年度末の平成7年3月に予定されたことから、当該年度1ヵ月の運航受託業者を決定する必要がありました。さすがにひと月後の平成7年4月からの業者変更は避けて欲しいとの思いから、「原則として、今年度ひと月分の落札額の12倍(12月分)が、来年度の予定価格になります」との留意事項を付言して入札告示を行いました。しかしながら、北海道・東北での先行県ということもあり、各社の競争意欲は相当強烈でした。委託契約の場合、最低制限価格を設定できないことから、コンピュータの納入保守で話題となった1円入札のようなことも懸念されました。入札を執行する自分としては、企業側の良識による適正価格で落札してくれるよう祈るような思いで実施しました。

結果、平成7年3月1ヵ月間の運航受託企業はA社に決定しました。どの企業も相当低廉な入札額でしたが、A社の落札価格は、1円ではないものの、とてもその12倍で一年間の運航を引き受けられる額ではありませんでした。しかも、機体が納品される前の3月上旬に機長候補の操縦士が、単身赴任ではなく、ご家族で移住していただきました。

翌年度の委託契約は、県議会で新年度予算が成立する3月議会閉会日以後に入札を実施するため、機体が納品される直前の3月中旬に実施することで入札告示を行ったところ、前回熾烈な競争を行った3業者から参加表明がありました。

入札当日は、当然A社が現在の契約金額の12倍に近い額で入札するものと思ひましたが、「事実は小説より奇なり」です。A社の入札書記載金額は、予想をはるかに上回る数字でした。結果、落札業者となったのは、前回2番札を投じたB社でした。B社の入札書記載金額は、正直にも前回の

入札書記載金額の12倍でした。この競争入札の実施例は、その後に防災ヘリコプターを導入した各県の先例として踏襲されることとなりますが、個人的には、今でも初めから一社との随意契約を行えなかったのかと悩む思いがありました。

青森県は、その後、運航会社の交代により構造部材の機体改修が必要となることなど、安全上のリスクが増すことなどの理由から、今日に至るまでB社との随意契約を継続しております。それでもこの時の落札金額が、今日の委託費用の積算基礎となっているため、低廉な価格で委託しておりますが、受託企業としては、例えば、機長の資格要件としている型式取得や1,000時間以上の飛行経験といった企業が潜在的に負担している費用を適正に反映できないジレンマを抱えていると思われます。

総務省消防庁では、都道府県及び政令市が保有する消防・防災用ヘリコプターについて、令和4(2022)年4月からダブルパイロットによる飛行を義務づけました。この安全対策の重要性は多くの関係者が認めるところですが、運航を受託している航空事業者が、ベテランパイロットの養成に必要な費用増加を委託料に適正に転嫁できるか懸念しております。低廉な価格で業務を委託することは納税者にとっては良いことではありますが、人材の確保・養成という安全に必要な費用にまで影響を及ぼすべきではないと思います。この際、業界全体が協調して、操縦士や確認整備士の養成

体制や費用負担についての大胆な見直しを行うことをためらうべきではないと考えます。

なお、お子さんの転校手続きまで済ませた機長ご家族は青森を去ることになりましたが、新組機体の引き受けから、新人消防職員の訓練飛行、そして委託期間終了後の引継ぎまで、安全を担うプロフェッショナルとして完璧に委託業務を実施していただいたA社の現場スタッフの対応は、特筆すべきものでした。

平成28(2016)年4月、私は、新設された危機管理局の初代消防保安課長として再び防災ヘリコプター「しらかみ」を担当することになります。そして7月、いろいろなことを経験させてくれたBell412EPと国内初号機となるBell412EPIの機体が揃う中、新「しらかみ」の就航式が行われました。その同じデザイン塗装の2機の機体と共に写真撮影できたことは、望外の喜びであり、かけがえのない思い出となりました。

著者：前田 基行 氏

元青森県庁職員。青森県の防災ヘリコプター、初代「しらかみ」の導入に関する事業を担当。その後県の危機管理局消防保安課長を務める。退職後の現在は整備士・操縦士の人材紹介会社「アイアシスト合同会社」を立ち上げ、代表社員に就任（詳細は本誌2020年10・11月号参照）



青森県警察ヘリコプター「はくちょう」（右）、青森県防災ヘリコプター新旧「しらかみ」と筆者